

# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎23-7955

## 年金受給者のみなさんへ 「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金・遺族年金は課税されません。）

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

平成27年分「扶養親族等申告書」が送付される方		
年 齢	65歳未満	年金額が108万円以上
	65歳以上	年金額が158万円以上

【お問合せ】●むつ年金事務所（お客様相談室）  
●住民・環境部門 担当：石戸

## eLTAX（エルタックス）についてのお知らせ

青森県では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム（通称eLTAX：エルタックス）を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告の受付を行っています。

### 電子申告の概要

- 1 利用できる手続  
法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告手続をすることができます。
- 2 eLTAXの特徴  
無料で配布されるeLTAX専用ソフト「PCdesk」で、申告書を簡単に作成することができます。作成した申告書は、地域県民局県税部に持参したり、郵送したりしなくても自宅やオフィスのパソコンから申告でき、複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信することもできます。
- 3 利用するには...  
利用するには、eLTAXホームページで利用届出を行ってください。  
初めてeLTAXをご利用される場合は、あらかじめ「電子証明書」を取得していただく必要があります。ただし、税理士に申告書等の作成・送信を依頼している納税者につきましては、不要となります。  
また、新規の利用届出が完了すると、ホームページ上で利用者IDが発行されますが、利用者IDが有効になるまでに数日程度の時間がかかります。  
詳しくは、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課  
☎22-8581 内線207

国民健康保険税（3期）、後期高齢者医療保険料（3期）の納期は、

# 12月1日(月) です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。  
お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。